

意見書（案）第20号

人権尊重、患者本位の精神保健福祉法改正を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和4年6月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	野 村 羊 子
賛成者	〃	嶋 崎 英 治
〃	〃	伊 沢 けい子

人権尊重、患者本位の精神保健福祉法改正を求める意見書

本年6月9日、精神医療に関する厚生労働省の有識者検討会「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」が報告書をまとめた。今後、厚生労働省は、報告書を踏まえ、精神保健福祉法などの関連法の改正を行う予定とされている。

「地域で安心して暮らせる」とうたいながら、この報告書には幾つかの問題がある。

1点目は、「身体的拘束」についてである。当初は「不適切な身体拘束をゼロ」にすることを目指していた。現在、入院患者の身体拘束が認められるのは、患者が自殺や自傷行為をしかねない「多動や不穏」が著しく、他に方法がないなど、指定医が判断した場合に限られている。これに対し、文言が曖昧で拡大解釈につながるなどの批判が続いている。実際、2021年10月には拘束が原因で死亡したとして訴えた裁判において、医師の拘束判断は早過ぎ、裁量を逸脱しているとの判例が最高裁において確定している。

実際、精神科医療での身体拘束件数は2003年から10年間で倍増している。2013年以降は1万人を超え続け、2021年時点では1万1,000人超に達する。これは、身体拘束が必要な患者が増えたのではなく、診療報酬などの医療者、病院の側の都合によるものである。

しかし、報告書では、「治療が困難で、患者の生命に危険が及ぶ恐れが差し迫っている」などの要件を追加した。厚労省は「対象を限定するため」と説明するが、精神保健福祉法では定められていない「強制医療」が医師の判断で可能となりかねず、支援団体や専門家等がかえって身体拘束が容易になると懸念している。

2点目は、本人の同意なしに強制的に入院させる「医療保護入院」について、一定の期間ごとに入院の必要性を確認する新たな仕組みの導入を提案していることである。期間は「3か月」とする方向である。これも当初は、医療保護入院の将来的な廃止や縮小する方針を打ち出していたが、最終的に削除された経緯がある。2021年の日弁連の調査では、1,000人の精神障がい当事者の約8割が強制入院が嫌だったとし、うち6割が恐怖感、絶望感、喪失感を体験したという結果が出ている。国際的にも強制入院がトラウマ体験となるとされ、日本に対して人権侵害との批判が出ており、廃止・縮小が盛り込まれなかったのは問題である。

病院での医療者による患者虐待を早期に発見するため、病院における虐待の疑いに気がついた者が自治体に通報し対応されるよう障害者虐待防止法の改正も提案されたが、義務化は明記されなかった。改めて見直すべきである。

今回の報告書に基づく法改正では「患者の権利が守られない」と当事者や障がい者団体からは落胆や批判の声が上がっている。

2022年2月8日、精神科病院に1か月強制的に入院させられた男性が、本来飲む必要のない薬の影響と見られる症状が強く出たと主張し、病院と担当医師らに損害賠償を求めて提訴した。強制的に長期間入院させたのは監禁罪に当たるとして、宇都宮地検に刑事告訴もしている。このような事態を二度と起こさせないような法改正が求められる。

まず解決すべきは、安易な拘束の主因となっている医療現場の人手不足である。精神科の医師数は一般病棟の3分の1という旧精神科特例の影響は大きい。拘束の要件について遵守させるためには、閉鎖的な病院内に第三者の目を届かせる透明性を確保しなければならない。患者の立場に寄り添った改革が今こそ必要である。

三鷹市には大きな精神科病院が2つあり、精神障がいを持つ方々が多く住んでいる地域である。この方々の人権が尊重されることが求められる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、精神保健福祉法改正に当たって、下記のことを求める。

記

- 1 人権擁護を主眼とし、患者の立場に寄り添った改革を基本とすること。
- 2 「不適切な身体的拘束をゼロにする」ことを盛り込むこと。
- 3 「医療保護入院」制度について、「将来的な廃止」を盛り込むこと。同時に、「措置入院」制度についても見直しを行うこと。
- 4 精神科医療の医師・看護師等の人員配置の増員を図ること。
- 5 精神科病院等が、地域で暮らせる医療保険を支援する体制を構築すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月30日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち